

高知広域都市計画

市街化区域きまる

新都市計画法による高知広域都市計画が南国市を含む二市五町村で昭和四十五年十月三十一日より適要されることになりました。南国市もこれにともない市街化区域と市街化調整区域を決定し都市計画(線引)が同日付で告示されました。

人口や産業の都市への集中に伴って、激しい住宅需要の波が押し寄せ、その宅地化が農地山林をあたかも虫が食い荒らすような形で無秩序に行なわれています。(これをスプールという)

こんな状態が続きますと、不良市街地が多くなり、住みにくくもたができてしまいます。

このスプールを防ぐため、新しい都市計画法では、市街化区域(積極的に市街化を促進させる区域)と、市街化調整区域(市街化をおさえる区域)とに区分し、一定の基準によって宅地造成などの開発行為を制限したり、指導したりして住みよい環境のまちづくりをすすめていくことになったものです。

宅地造成などは

許可制度に

都市計画の市街化区域、調整区

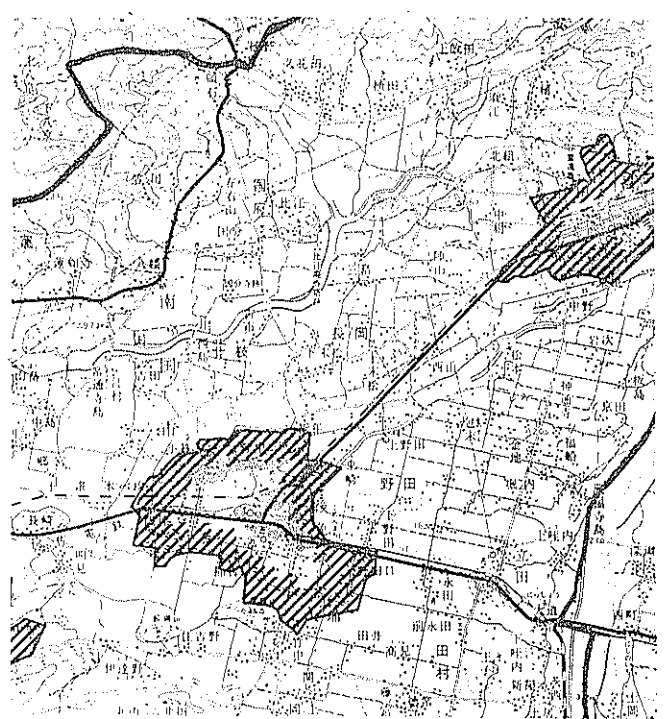
域の区分が定められましたためにこれらの区域で宅地造成や建物を建てる場合は、原則として知事の許可を受けなければなりません。

市街化区域

市街化区域内で行なう開発行為(宅地の造成など)は、千平方メートル(約三百坪)以上の造成を行なう場合は、開発許可申請書をだして許可を受ける必要がありますが、千平方メートル未満の場合は許可がおりません。

この場合の農地転用については届け出だけでいいことになっています。一ヘクタール以上の開発行為は市街化区域調整区域にかかわらず法で定められた設計資格を持っているものの設計でなければなりません。

市街化調整区域 次のような開発行為は、例外と



上図斜線は市街化区域

- ▼公益上必要な建物を建てる目的で行なうもの
- ▼国や公共団体などが行なうもの
- ▼土地区画整理事業、都市計画事業として行なうもの
- ▼区域内で居住しているもので、自ら営む物品の販売加工、修理などの店舗・事業場で開発面積百平方メートル(三千坪)以内建物面積五十平方メートル(千五百坪)以内で業務用建物面積は五十パーセント以上のもの
- ▼その他増改築の床面積の合計が十平方メートル以内で軽易なもの
- ▼農林水産物の処理・貯蔵・加工に必要な開発行為
- ▼県が営むまたは、中小企業振興事業団と一体となって、助成する中小企業の共同化・集団化に寄与するもの
- ▼区域内の既存工場と密接な関連を有する工場などで、事業の効率化をはかるもの
- ▼区域指定の際、自己の住宅または業務用の建物を建築するため土地の所有権・賃借権などを有していたものが、調整区域決定の日から、六か月以内に知事に届け出て五年以内に行なう開発
- ▼以上のほか、次のいずれかの開発行為で、知事が

- あらかじめ開発審査会に付議したものの
- ▼二十ヘクタール以上のもので都市計画に支障がないと認められるもの
- ▼周辺の市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で行なうことが困難、または著しく不適当な開発行為(農家二、三男分家、ドライブインなど沿道サービス、社寺・仏閣および納骨堂、事業所の住宅・寮など)

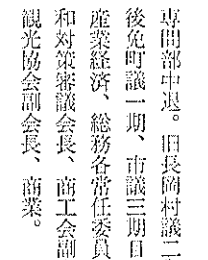
- ▼五年以内の開発許可
- 六か月以内に知事へ届け出る手続内容は次のとおりです。
- ▼届け出をしようとする者の職業
- ▼土地の所在地番・地目・地積
- ▼届出人が、土地の権利を有している目的
- ▼所有権以外の権利(賃借権など)を有していたときは、その権利と内容
- 届け出は、告示の日(四十五年十一月三十一日)から六か月以内

- ▼建築するには
- 市街化調整区域においては、開発許可を受けて造成した土地以外では、農林漁業用建築物、農林漁業者用住宅・公益的建築物などの他は知事の許可を受けなければなりません。
- 市街化区域においては、今後、

- 用途地域が定められずと、地域ごとの用途によって建物が規制されます。
- 知事の許可の基準は、記述の開発行為の許可基準に準ずることになっております。
- そのほか建築の場合は市街化区域・調整区域を問わず、建築基準法による「建築確認」を受けることは今までのとおりです。



吉村 雅男 氏



福田 信夫 氏

十一月五日開かれた臨時議会で辞任に伴う正副議長選挙がおこなわれ、議長には吉村雅男氏(五三)副議長に橋田信夫氏(五十)がそれぞれ選ばれました。

正副議長は申し合わせにより任期二年となつていますが、昨年十一月再選された松本二郎、平田良広前正副議長は一身上のつこうで辞任、この日後任選挙が行なわれませんでした。

吉村議長略歴 東崎、関西大学

町を美しく

しましろう

川や公共用地へ

ゴミをすてないで

昭和45年国勢調査

10月1日実施された国勢調査の人口概数が発表されました。県下的に過疎の状態が続いていますが、その勢は前回(昭和四十年)に比していくぶん弱くなっています。

高知市・大津・介良村を除く53ヶ市町村のすべての人口が減少していますが、本市の減少率は前回の1.3に比らべて0.34倍と著しく下廻り、人口流出が停滞する傾向を示しています。

旧村別にみてもみますと別表のとおりですが、これを山間部、中央部、臨海部に区分しますと、山間部では減少し、中央部(市街周辺地区)では順調な伸びをみせて、人口集中地区の広がりが強くなっています。

	世帯数の変化			人口移動状況		
	40年	45年	増減	40年	45年	増減
上瓶久岡岡長後野大	416	339	△ 77	1,619	1,264	△ 355
倉岩田府豊岡免田篠	215	213	△ 2	869	786	△ 83
礼田府豊岡免田篠	739	759	22	2,572	2,517	△ 55
岡長後野大	335	353	18	1,259	1,232	△ 26
岩免田篠	813	860	47	3,126	3,156	30
後野大	1,533	1,653	75	5,726	5,628	△ 98
大	1,296	1,329	32	4,066	3,851	△ 215
岩	175	193	18	640	633	△ 7
日前三十桶	1,158	1,470	12	4,459	5,152	693
計	240	269	29	1,025	994	△ 31
	1,213	1,457	244	4,834	5,334	500
	495	495	0	1,816	1,698	△ 118
	963	1,058	95	3,910	3,920	10
	695	689	3	2,647	2,476	△ 171
	691	711	30	2,671	2,463	△ 208
	10,962	11,851	889	41,237	41,094	△ 143

議長に吉村氏

臨時議会で

十一月五日開かれた臨時議会で辞任に伴う正副議長選挙がおこなわれ、議長には吉村雅男氏(五三)副議長に橋田信夫氏(五十)がそれぞれ選ばれました。

正副議長は申し合わせにより任期二年となつていますが、昨年十一月再選された松本二郎、平田良広前正副議長は一身上のつこうで辞任、この日後任選挙が行なわれませんでした。

吉村議長略歴 東崎、関西大学